BConnection デジタルトレードアプリケーション利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に BConnection デジタルトレードアプリケーション (以下「本サービス」といいます。)を提供するための条件として、BConnection デジタルトレードアプリケーションに関する利用規約を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「Tradeshift」とは、Tradeshift Holdings Inc.及びその子会社(以下、「Tradeshift Inc」といいます。)の提供する電子取引(EDI)サービスをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、「BConnection デジタルトレードフリー」「BConnection デジタルトレードスタンダード」「BConnection デジタルトレード導入支援」で構成されます。「本サービス」の提供条件と主な提供機能は別表のとおりとします。
- (3) 契約者は、本サービスの利用にあたり、Tradeshift Inc の提供するサービス規約及び関連規約(以下、「Tradeshift 規約」といいます。)に同意し、Tradeshift Inc から Tradeshift の提供を受ける必要があります。Tradeshift 規約は、Tradeshift Inc により、Tradeshift Inc のウェブサイトに掲示されます。なお、Tradeshift 規約は Tradeshift Inc により、適宜変更されるものとします。
- (4) 「顧客データ」とは、Tradeshift 規約に定める「顧客データ」を指し、Tradeshift Inc が Tradeshift 規約に基づき保存する契約者のデータ(Tradeshift Inc にて付与したテナント及びユーザーに関する情報を含みますがこれらに限られません)をいいます。

第2章 契約

第6条 申込みと承諾

当社は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むことにより、本サービスを使用する権利を、契約者に与えます。契約者は、当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を付与されたものではありません。

- **2** 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- **3** 契約者は、本サービスの申込みにあたり、当社の指示に基づき、必要な情報を適宜提供するものとします。
- 4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。
- (6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき
- (7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- **5** 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとします。
- 6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第8条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第9条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

- **2** 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の 指定する資料を提示いただくことがあります。
- **3** 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、当社の指定する手段で解約の通知をしていただきます。

第11条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約する ことがあります。

- (1) 第 13 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) BConnection デジタルトレード導入支援をお申し込みの契約者との連絡がとれないと当社が判断したとき
- (4) 契約者が第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) 第27条第1項(契約者の義務)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。
- **2** 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約 を解約することがあります。
- (1) 緊急又はやむを得ない場合。
- (2) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 3 当社は、第 12 条 (利用中止) (6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第3章 利用中止等

第12条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。
- (6) Tradeshift に起因して本サービスを提供することが困難となったとき。
- **2** 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第13条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。
- **2** 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピデミック、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- **2** 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。
- **3** 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または 全部の利用を中止する措置をとることがあります。
- **4** 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が 当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第4章 料金等

第15条 料金

本サービスの料金は、料金表のとおりとします。

第16条 料金の支払い義務

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。ただし本サービスの提供を開始した日を含む料金月に解約された場合は1料金月の料金の支払いを要します。なお本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日(当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

- **2** 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。
- **3** 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額(消費税相 当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請 求できるものとします。

第17条 工事費の支払い義務

契約者は、料金表に規定する工事費の支払を要します。なお、お申込みと同時に料金表に規定する工事費の支払義務が発生する為、工事の着手前の解約、工事の請求の取り消しがあった場合においても、料金表に規定する工事費の支払を要します。

第18条 延滞利息

当社は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

第19条 データに関する責任

第23条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ(以下「保存データ」といいます。)、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)、および顧客データが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

- **2** 前項の規定は、当社の故意若しくは重過失によるものである場合、又は顧客データが個人情報に該当する場合は適用しないものとします。
- **3** 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第20条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営、 使用状況の計測・分析及び新機能開発のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

- 2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。
- **3** 契約者は、当社が、顧客データを確認、複写又は複製することを許諾します。当社は、当社の指定するタイミングで、顧客データを保存します。

第21条 データの削除

当社は、第25条による本サービスの廃止のほか、当社は第7条又は第8条の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データ(顧客データ・生成等データを除く)を削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスの廃止、契約の解約又は終了後においても、保存データのうち顧客データ及び生成等データを新機能開発のため利用します。この場合、顧客データ及び生成等データに含まれる個人情報は第32条(個人情報の取り扱い)に定める範囲で引き続き利用いたします。

第22条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

- **2** 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。
- **3** 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
- 4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

第23条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

- 2 前項により、当社が BConnection デジタルトレードフリー以外の契約者に対し賠償責任を負う場合においては、本サービスにかかる[月額上限料金もしくは月額定額料金(料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。)の合計額]を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用し

ないものとします。

第7章 雑則

第24条 免責

当社は契約者に対し、以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスが契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その動作が中断されないこと及びその作動に誤りがないこと。
- 2 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。
- **3** 当社は、本サービスの提供において、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる 保証も行わないこととします。
- 4 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。
- 5 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責 又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の 定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は 免責されます。

第25条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- **2** 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部 に係る契約は終了するものとします。
- **3** 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、 責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第26条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに依ります。

第27条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (2) Tradeshift 規約の定めに反する行為を行わないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
- **2** 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- **3** 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について 責任を負わないものとします。

第28条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- **2** 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとする。

第29条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。 (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する 通知が完了したものとみなします。

- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなしま

す。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第30条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

- **2** 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対して、いかなる 知的財産権その他の権利も許諾または譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとします。
- 3 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除または変更しないこと。
- 4 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第31条 日本国外における利用

当社は本サービスを日本国内に限り提供します。契約者が本サービスを日本国外にて利用する場合、 それにより生じる責任は契約者にて負うものとします。

2 契約者が本サービスを日本国外にて利用した場合、追加の料金が発生することがあります。契約者は当該料金の支払いに応じるものとします。

第32条 個人情報の取扱い

当社は本規約に基づき、当社が取得する個人情報の取扱いについては、次に掲げる目的及び当社が定める「プライバシーポリシー」(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html) によります。

- (1) 本サービスへの契約者(その契約者に属する個人を含みます。以下、本条において同じとします。) の情報登録及び認証の目的
- 2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社のプライバシーポリシーに掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。
 - (1) ドコモビジネス d アカウント
- 3 本条と、当社のプライバシーポリシーが矛盾又は抵触する場合には、本条の定めが優先するものとします。

第33条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定 する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 23 条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。

第34条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第36条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本サービスにかかる契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしたがって計算します。この場合、当社は、別冊に特段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。
- **2** 当社は、別冊に別段の定めがない限り、1の契約 ID ごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。
- 3 当社は、別冊に別段の定めがない限り、利用料金を日割りしません。
- **4** 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の清算は、最終料金月において行います。
- **5** 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合、当社は、通則3の規定にかかわらず、日割計算により利用料金を調整することがあります。
- **6** 当社は、本サービスにかかる契約の解除後または別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。

(端数処理)

7 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が 生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- 9 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則 8 および 9 の規定にかかわらず、契約者の同意を 得て、2 以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことが あります。

(過払金の相殺)

11 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

12 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- **13** 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、共通編もしくは別冊に定める料金表または Web 料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。)に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。
- **14** 通則 13 の算定方法により支払いを要することとなった額は、共通編もしくは別冊に定める料金表または Web 料金表に表示された額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。)の合計と異なる場合があります。
- 15 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率に

より計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- **16** 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、 その料金等を減免することがあります。
- 17 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

別表構成サービス	提供条件	主な提供機能
BConnection デジタ	Tradeshift を利用してい	·Tradeshift に請求書データを一括で入力する機能
ルトレードフリー	ること	・Tradeshift の請求書データを一括で出力する機能
		・Tradeshift の請求書データに対して仕訳情報を付与す
		る機能
		・Tradeshift の請求書データに対して支払要求稟議の回
		覧/承認を実施する機能
		・Tradeshift の利用に関する契約者からの問い合わせに
		対応する機能
		・Tradeshift への利用者登録を一括で入力する機能
		・お客様の請求書データをもとに PDF 請求書を作成す
		る機能
BConnection デジタ	BConnection デジタルト	・支払情報をクラウド ERP の入力フォーマットで出力
ルトレードスタンダ	レードフリーを利用して	する機能
- F	いること	·Tradeshift の請求データに対して支払要求稟議の回
		覧・承認を実施する機能において、担当者通知・支払依
		頼検索を設定する追加機能
BConnection デジタ	BConnection デジタルト	·BConnection デジタルトレードフリーの主な機能を利
ルトレード導入支援	レードフリーを利用して	用するための設定を代行 (BConnection デジタルトレー
	いること、もしくは	ドフリーを利用するために必要な Tradeshift 設定も含
	BConnection デジタルト	む)
	レードフリーと	·BConnection デジタルトレードスタンダードの主な機
	BConnection デジタルト	能を利用するための設定を代行 (BConnection デジタル
	レードスタンダードの両	トレードフリーを利用するために必要な Tradeshift 設定
	方を利用してること	も含む)
		·BConnection デジタルトレードアプリケーション導入
		時における個別マニュアル作成、利用方法説明会実施支
		援

料金表(月額料金)

料金種別	料金(税込)
BConnection デジタルトレードフリー	無料
BConnection デジタルトレードスタンダード	44,000円 (請求書 500 通まで)
	11,000 円(請求書 500 通以降 100 通あたり)
BConnection デジタルトレード導入支援	無料

料金表(工事費)

料金種別	料金(税込)
BConnection デジタルトレードフリー	無料
BConnection デジタルトレードスタンダード	無料
BConnection デジタルトレード導入支援	基本工事費: 55,000 円
	オプション工事費:個別見積
	オプション工事の参考価格はホームページに記載

(実施期日)

この規定は、令和3年10月18日から実施します。

附 則(令和4年1月20日 APS2 サ第00871211号) (実施期日)

この改正規定は、令和4年1月24日から実施します。

附 則(令和4年3月3日 APS2 サ第00887940号) (実施期日)

この改正規定は、令和4年3月8日から実施します。

附 則(令和4年4月14日 APS2 サ第 00911513 号) (実施期日)

この改正規定は、令和4年4月19日から実施します。

附 則(令和4年9月15日 CAS2 サ第 00962506 号) (実施期日)

この改正規定は、令和4年9月29日から実施します。

第11条3項、第14条、第21条1項及び2項、第24条3項、第28条は、令和4年10月29日から適用することとします。